

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010.4.21

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648

FAX82-2-504-5350

在外選挙人名簿および国外不在者申告人名簿の異議申請方法

- ◎ 選挙権者は在外選挙人名簿および国外不在者申告人名簿に正当な選挙権者が抜けていたり誤って書いた内容があったり、資格のない人が載せてあれば異議申請を通じて、正しく直すことができます。

選挙権者は在外選挙人名簿または国外不在者申告人名簿(以下“在外選挙人名簿など”とする)の閲覧期間中、在外選挙人名簿などに正当な選挙権者が抜けていたり誤って書いた内容があったり、資格のない人が載せてあれば、口頭または書面で名簿作成権者(『在外選挙人名簿』は中央選挙管理委員会、『国外不在者申告人名簿』は住民登録や国内居所申告をした地域の区・市・郡の長)に異議を申請することができ、上の異議申請に伴う区・市・郡の長の決定に対し不服がある異議申請人や関係人はその通知を受けた日の翌日まで管轄区・市・郡選挙管理委員会に書面で不服を申請できます。また、異議申請期間満了日の次の日から在外選挙人名簿などの確定日前日まで名簿作成権者の錯誤やその他の理由で、在外選挙人登録申請または国外不在者申告をした人の内、正当な選挙権者が在外選挙人名簿などに陥ったのが発見された場合、該当選挙権者は名簿作成権者に説明(弁明)資料を付けて、書面で登載申請できます。

※在外選挙人名簿および国外不在者申告人名簿の異議申請期間など

異議申請期間	選挙日前 39 日から選挙日前 35 日まで
登載申請期間	選挙日前 34 日から選挙日前 31 日まで
名簿確定日	選挙日前 30 日

**選挙管理委員会は政治的中立と
公正な選挙管理を最優先しています**